

義務付け・枠付けの見直しについて

東海部会提出
説明担当 伊賀市

(理由)

地方分権改革推進委員会の第3次勧告を受け、義務付け・枠付けの見直しについて、各府省からの回答状況が公表されました。

この勧告は、地方自治体の自由度を拡大し、また地方の創意工夫を活かした市民本意の施策を推進する上で必要不可欠であり、第2期地方分権改革の大きな柱の一つとなるものであったところです。

然しながら、今回の各府省からの回答は、勧告通り基準や認可制を見直すとされたものは、104条項のうち3割にも満たない28条項に止まっており、約4割はゼロ回答になっています。

特に、厚生労働省における実現率の低さは、第3次勧告から大幅に後退したものになっており、マニフェストで地域主権国家を掲げた鳩山政権の方針とは大きく乖離しているものと思われます。

地方分権を進めるためにも、国においては、次の事項について特段の措置を講じるよう要望いたします。

記

地方分権改革推進委員会の第3次勧告における義務付け・枠付けの見直しを踏まえて、廃止を原則に条例制定権の拡大を行うよう強く要望する。